

ふるさと山形四季旅事業（「山形日和。」旅行券）精算・回収業務：Q&A

「山形日和。」旅行券精算事務局

～「山形日和。」旅行券利用者への対応方法～

宿泊施設様：【旅行券】

●**チェックイン時**

- ・お客様へ【旅行券】の利用があるかどうかをご確認ください。
- ・「利用がある」と答えられた方に、アンケート（「利用宿泊施設」旅行券アンケート 様式第 4 号）をお渡しください。
必要事項をご記入いただき、チェックアウト時まで回収をお願いします。

●**チェックアウト（精算）時**

- ・下記項目をご確認の上、【旅行券】を回収ください。

<お預かりした際にご確認いただく項目>

①**利用可能期間内の【旅行券】であるか**

第 1 期：平成 27 年 7 月 9 日（木）～平成 27 年 10 月 31 日（土）宿泊分まで
第 2 期：平成 27 年 11 月 1 日（日）～平成 28 年 2 月 29 日（月）宿泊分まで

②**利用者の署名・居住都道府県の記載があるか**

必ず券面の指定箇所に居住地（都道府県名）と署名をいただいでください。
記入できないお客様の場合は宿泊施設の方が代筆してください。
（その場合、記入できない旨と代筆者の署名をお願いします）

③**偽造された【旅行券】ではないか**

コピーされたものの場合、券面上段に COPY の文字が表示されます。
（非常に薄く、見にくい場合がございます。）
山形観光物産協会HPに掲載のコピーと合わせて確認してください。

④**裏面に発行したコンビニ各社記載の注意事項が記されているか**

⑤**利用枚数はお 1 人様 1 泊につき 2 枚までか**

1 名が連泊にて 10,000 円以上、2 名以上宿泊で合計 10,000 円以上の支払の場合も
利用可能です。

※**精算額が 10,000 円未満の場合、金券の合計額を下回る場合は利用できません。**

（釣銭の支払、現金との引換はできませんのでご注意ください。）

※**蔵王地域限定の【旅行券】は指定された宿泊施設以外では利用できません。**

- ・チェックイン時にお渡ししたアンケートの回収をお願いします。

観光券取扱施設様：【観光券】

●精算時

- ・お客様へ【観光券】の利用があるかどうかをご確認ください。
- ・下記項目をご確認の上、【観光券】をご回収ください。

<お預かりした際にご確認いただく項目>

①利用可能期間内の【観光券】であるか

第1期：平成27年7月9日（木）～平成27年11月1日（日）

第2期：平成27年11月1日（日）～平成28年3月1日（火）

②利用者の署名・居住都道府県の記載があるか

必ず券面の指定箇所に居住地（都道府県名）と署名をいただいでください。

記入できないお客様の場合は観光施設の方が代筆してください。

（その場合、記入できない旨と代筆者の署名をお願いします）

③偽造された【観光券】ではないか

コピーされたものの場合、券面上段にCOPYの文字が表示されます。

（非常に薄く、見にくい場合がございます。）

山形観光物産協会HPに掲載のコピーと合わせて確認してください。

④裏面に発行したコンビニ各社記載の注意事項が記されているか

⑤精算額が1,000円以上の利用であるか

2名以上の利用合計金額が1,000円以上場合も利用可能です。

精算額に応じて複数枚の利用（2,000円支払の場合は2枚利用で1,000円の割引）も可能です。

※精算額が1,000円に満たない場合は利用できません。

～精算申請の流れ～

登録施設様は毎月1日～末日利用分を取りまとめ、翌月10日までに精算事務局へ送付してください。
必ず1ヶ月ごとにとりまとめをし、記録の残る方法（一般書留・簡易書留・宅急便など）でお送りください。

※送付にかかる料金は登録施設様負担になります。

期限の過ぎたものについては精算できませんので、十分にご注意ください。

※3/1に利用された観光券は、2月分と合わせて3/10までにお送りください。

●送付いただくもの

宿泊施設様

- ①「利用宿泊施設」旅行券実績報告 様式第2号
- ②回収した旅行券原券 ⇒ ・余白に宿泊施設名と宿泊日（チェックイン日）をご記入ください。
・宿泊施設様控えとして必ずコピーをとり、平成28年5月31日まで保管してください。
- ③「利用宿泊施設」旅行券請求書 様式第3号
- ④「利用宿泊施設」旅行券アンケート 様式第4号

観光券取扱施設様

- ①「観光券取扱施設」実績報告 様式第2号
- ②回収した観光券原券 ⇒ ・余白に観光施設名と利用日をご記入ください。
・観光施設様控えとして必ずコピーをとり、平成28年5月31日まで保管してください。
- ③「観光券取扱施設」観光券請求書 様式第3号

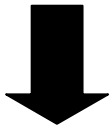
●送付先

株式会社JTB東北 法人営業山形支店

※「山形日和。」旅行券精算事務局宛 とご記入ください。

住所：〒990-0031 山形市十日町2丁目1-2

電話：023-608-5123



お送りいただいた書類を照合をし、内容に不備や疑義がなければ、
請求額から振込手数料（¥540）を差し引いた金額を翌月末までにご指定の口座に
お振り込みいたします。

※振込手数料（¥540）は登録施設様の負担となります。ご了承ください。

～精算・回収業務についてQ&A～

Q. 回収した「山形日和。」旅行券を月締めで翌月10日までに事務局へ郵送とあるが、これを過ぎた場合は精算できないのですか？

A. 必ず1ヶ月ごとにとりまとめをし、翌月10日までに事務局宛てに記録の残る書留等の方法にて郵送してください。期限の過ぎたものはご精算できませんので、十分にご注意ください。

Q. 回収した「山形日和。」旅行券の事務局への郵送方法は現金書留ですか？

A. 一般書留または簡易書留または宅配便など送付の履歴が確認できる方法で、宿泊施設様・観光施設様負担にてお送りください。「山形日和。」旅行券は現金に類するものではありませんので、現金書留の必要はありません。

Q. 振込に係る手数料はどこがいくら負担するのですか？

A. 1請求につき、振込手数料の540円を宿泊施設様・観光施設様にてご負担いただくこととなります。多くの宿泊施設様・観光施設様よりご参画いただいておりますので、ご理解の上ご参画申込をいただきますようお願いいたします。

Q. 施設控えは必要ですか？

A. 左、右両方の半券を利用するため、各施設様でコピーの上平成28年5月31日まで保管ください。

Q. 回収した「山形日和。」旅行券を紛失してしまいました。どうすればいいですか？

A. 原券がない場合は精算できません。紛失等には十分にご注意ください。